

# 役員報酬等に関する規程

社会福祉法人 ウェルガーデン

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ウエルガーデン（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬、慶弔金及び法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員をいう。但し、第三者委員の苦情報告会出席経費については、本規程に定める。

## 第2章 報酬等

(報酬)

第3条 役員等の報酬は、勤務実態、業務内容等を総合的に勘案・評価し、評議員会の決定により、次のとおり支払う。但し、評議員に対しては、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、以下の通り支給することができるものとする。

- (1) 理事長は法人業務に常時携わるものとして、評議員会にて決定する。
  - (2) 総合職員である常務理事兼業務執行理事は、年俸者給与・退職金取り扱い内規に基づく給与とは別に別表1のとおり定める。但し、職員身分としての役職手当に相当する手当分は支払わない。
  - (3) 総合職員である理事は、年俸者給与・退職金取り扱い内規に基づく給与とは別に別表1のとおり定める。
  - (4) 非常勤理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員、第三者委員は、別表1のとおり定める。
  - (5) 同日開催の各会に出席した場合は、いずれか高い方の報酬を支払う。
  - (6) 非常勤の役員等及び第三者委員が法人の要請で会議、入札等に出席した場合は、別表1に基づき理事会等と同様の取扱いとする。
- 2 法人の業績、役員等の勤務実態、業務内容等により報酬を見直すことがある。

(報酬の支払い方法)

第4条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

- 2 常時法人業務に携わる理事長及び総合職員の身分である理事については、毎月月末締めとし、翌月15日（金融機関が休日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。
- 3 非常勤の役員等及び第三者委員については、その都度金融機関の口座に振り込む方

法により支払う。

(交通費)

第 5 条 法人業務に携わるための交通費を次のとおり定める。

- 1 理事長については、原則的に交通費を支給しない。但し、特別な場合は旅費規程に基づき支払う。
- 2 職員身分である常務理事・理事については、総合職給与規程及び旅費規程に基づき支払う。
- 3 非常勤の役員等及び第三者委員の交通費は別表 1 の額に含むものとし、別途の支払いはしない。但し、特別な場合は実費額を支給することができる。
- 4 その他、法人業務により特別に外出する場合の交通費は、旅費規程に基づき支払う。

(費用弁償)

第 6 条 法人業務に携わった時の通信費・物品輸送費・雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支払う。

### 第 3 章 出張旅費

(出張旅費)

第 7 条 出張旅費は、旅費規程に基づき支払う。

(出張旅費の仮受け)

第 8 条 出張旅費は、出発前に予定計算額の範囲内で仮払い申請書をもって仮受けすることができる。

(出張旅費の精算)

第 9 条 出張者は出張終了後、速やかに領収書を添付して出張旅費を精算するものとする。

- 2 出張旅費を仮受けした場合は、速やかに領収書を添付して出張旅費を精算するものとする。

### 第 4 章 慶弔

(受章祝金)

第 10 条 役員等が社会福祉に関する功勞により、国の叙勲、褒章制度に基づく叙勲、褒章

を受けたときは、別表 2 により功労祝金を支給する。

(傷病見舞金)

第 11 条 役員等が傷病により入院が継続して 2 週間以上に及んだときは、別表 2 のとおり傷病見舞金を支給する。

(災害見舞金)

第 12 条 役員等が火災、水害、その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じて別表 2 に定める災害見舞金を支給する。

(弔慰金)

第 13 条 役員等が死亡したときは、別表 3 に定める弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花・弔電を供えることができる。

(香華料)

第 14 条 役員等の親族等が死亡したときは、別表 4 に定める香華料を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(改正)

第 15 条 この規程を改正または廃止する場合は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は 平成 19 年 4 月 1 日より施行実施する。

〃 平成 20 年 11 月 19 日から一部改訂実施する。

〃 平成 22 年 5 月 28 日から一部改訂実施する。

〃 平成 25 年 6 月 3 日から一部改訂実施する。

〃 「役員規程」、「役員退任手当規程」、「役員等の出席経費内規」、「役員慶弔規程」を廃止し、「役員等に関する規程」として平成 28 年 4 月 1 日から施行実施する。

〃 「役員等に関する規定」を廃止し、「役員報酬等に関する規定」として平成 29 年 4 月 1 日から施行実施する。

〃 平成 30 年 12 月 1 日から一部改訂実施する。

別表1「役員報酬表」(円)

区分		理事会	評議員会	評議員選 任・解任委 員会	第三者委 員会、苦情 報告会	監事監査	月額
		日額	日額	日額	日額	1回	
理事長							評議員会 で定める
総合 職	常務理事						150,000
	理事 (就任継続2 期目より)						120,000
	理事						100,000
非常 勤	理事	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
	監事	10,000	10,000	10,000	10,000	100,000	
	評議員	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
	評議員選任・ 解任委員	10,000	10,000	10,000			
	第三者委員	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	

別表2「祝金及び見舞金」(円)

区分	支給基準	基準額
受章祝金	叙勲・褒章受章のとき	30,000
傷病見舞金	私傷病見舞金	10,000
	業務上の傷病見舞金(通勤災害含む)	30,000
災害見舞金	被害の程度により理事長が定める	10,000~50,000

別表3「弔慰金」(円)

対象者	支給基準額	備考
理事長	100,000	弔電・生花
その他役員等	50,000	

別表4「香華料」(円)

対象者	理事長	常務理事	施設長
本人	別表3のとおり	生花1基及び20,000	10,000
配偶者	生花1基及び20,000	生花1基及び10,000	10,000
子	生花1基及び10,000	10,000	10,000
同居の父母	生花1基及び10,000	10,000	10,000
別居の父母	生花1基及び10,000	10,000	
同居の祖父母	生花1基及び10,000	10,000	
喪主の場合	生花1基及び20,000	10,000	